

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令 概要

背景・趣旨

昨年、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律が改正され、研究開発法人については、共同研究や受託研究についての企画・あっせん及び実用化を目指した民間事業者との共同研究や受託研究を行う事業者に対する出資がいずれも可能であることが明確化された。

国立大学法人等についても同様に出資の範囲を拡大するため、国立大学法人法施行令を改正する。

改正の概要

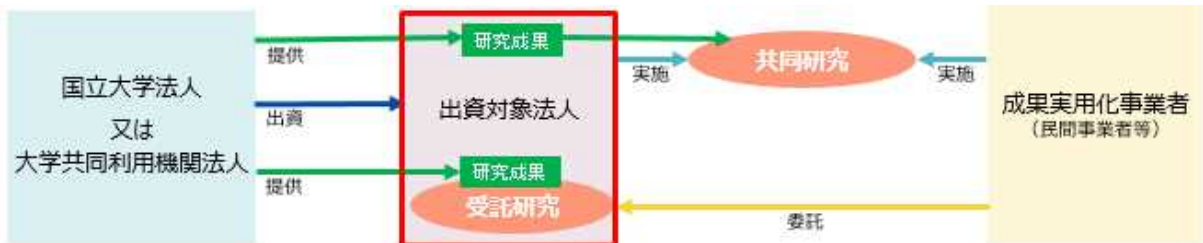
研究成果活用促進事業者として、現在出資が認められている技術移転機関（承認TLO）に加え、下記の事業者を追加する。

【国立大学法人法第22条第1項第6号及び第29条第1項第5号、同法施行令第3条】

※公立大学法人について地方独立行政法人法施行令に同旨を規定。

- ① 国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）における技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究について、民間事業者等と共同して又は民間事業者等から委託を受けて研究を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う外部化法人）



- ② 国立大学等における技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについて、国立大学等が民間事業者等と共同して又は民間事業者等から委託を受けて行うことの企画及びあっせんを行う事業者

（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングするオープンイノベーション機構）



施行期日

令和3年4月1日